

議員案第43号

敵基地攻撃能力保有の撤回と対話の外交を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月16日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

森 戸 よう子

## 敵基地攻撃能力保有の撤回と対話の外交を求める意見書

岸田首相は、歴代の政権が持たないとしてきた敵基地攻撃能力の保有など安保3文書（「国家安全保障戦略」、「防衛計画大綱」、「中期防衛力整備計画」）を改定し、軍事費のGDP2%への倍増、武器の輸出緩和など安全保障を含む戦後日本における防衛政策の大転換を、国会審議を経ずに内閣の決定のみで年内に行おうとしている。

12月12日、政府与党は実務者協議で、安保関連3文書に合意し、週内にも閣議決定する見込みである。

そもそも、国の進路に関わる重大な問題を内閣の決定のみで行うことは議会制民主主義にも反するものであり、国権の最高機関である国会で徹底的に審議するべきである。

政府の現行方針では、相手から武力攻撃を受けた際、初めて防衛力の行使が可能となり、必要最低限の「専守防衛」が安全保障上の大前提となっている。今回の「敵基地攻撃能力の保有」が決定されると、日本が武力攻撃されていなくても、ミサイル基地及びミサイル発射を指令する首都をミサイル攻撃する能力を保有し、事実上の先制攻撃が可能となる。「武力行使の3要件」で行使は相手の発射着手を把握した段階で可能としているが、攻撃に踏み切るタイミングの基準は示しておらず、歯止めがないに等しい。抑止力の強化を理由に装備を拡大し、他国へ脅威を与えることは、際限のない軍拡競争へと突き進むことになりかねない。

日本は、憲法第9条で戦力を放棄しこれを保持しないと規定した。恒久の平和を懇願し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起らないようにすることを国民の決意としたことは憲法前文でも謳われている。紛争の絶えない国際社会において、日本が示した恒久平和への決意の存在意義は増している。名誉ある地位を保ち続けるためにも、日本は戦争を起こさない対話による外交にこそ力を入れるべきである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、敵基地攻撃能力保有の撤回と対話による外交を強化することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長 様  
内 閣 総 理 大 臣 様  
総 務 大 臣 様  
防 衛 大 臣 様